

森林の多面的機能を確保するための施策（平成25年度予定事業）

事業名		所管	事業の趣旨	支援（補助）対象者	主な支援（補助）対象
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	林野庁	○集約化・路網整備を通じた適切な森林施業。 ○間伐搬出等の森林施業と一体の路網整備。	〈森林経営計画（※1）認定者または特定 間伐等促進計画（※2）実施主体のみ〉 府県・市町村・森林組合等・森林所有者	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。
	公的森林整備		〈森林所有者との協定締結時のみ〉 府県・市町村・森林組合等・NPO法人	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。	
	被害森林整備		〈森林所有者との協定締結時のみ〉 府県・市町村・森林組合等・NPO法人・ 森林経営計画作成者	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。	
	保全松林緊急保護整備		府県・市町村・森林組合等・森林所有者・ 森林経営計画作成者	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 、衛生伐、森林作業道整備、鳥獣害防止施設等整備等。	
	林業専用道等整備事業		府県・市町村・森林組合等	○ <u>間伐</u> 等の森林施業と一体となって行われる林業専用道の開設。	
美しい森林づくり基盤整備交付金			○二酸化炭素吸収作用の保全・強化のため、平成32年度までの追加的な間伐等。	〈特定間伐等促進計画実施主体のみ〉 市町村・森林組合等・森林所有者等	○間伐等促進法に定められた特定間伐等促進計画に基づく特定 <u>間伐</u> 等。 ○上記間伐に必要な路網整備。
森林・林業再生基盤づくり交付金			○効率的かつ安定的な林業経営の基盤づくりのための、施設・機械の整備等。	府県・市町村・森林組合等	○林業（ <u>間伐</u> ）に係る機械・施設の整備。 ○ <u>間伐材</u> など木質バイオマス利用促進施設の整備。 ○森林病害虫防除、野生鳥獣被害対策。 ○担い手の育成・確保。
間伐材マークの交付			○間伐推進の普及啓発及び間伐材の利用促進。	製造業者	○原則として主要木質部の間伐材使用割合100%の製品を認定し、 <u>間伐材</u> マークを使用。
農山漁村地域整備交付金 （森林整備事業）	育成林整備事業	農水省 林野庁	○防災・減災対策の総合的な推進。	府県・市町村・森林組合等	○ <u>間伐</u> 作業等の森林施業に必要な路網を整備。
	共生環境整備事業		○地域活性化のための農山漁村地域の基盤整備。	府県・市町村	○森林の整備に必要な作業施設等を整備。 ○ <u>間伐材</u> 等を利用した簡易な健康促進施設を整備。
	機能回復整備事業			府県・市町村	○人工造林、下刈り、除伐、 <u>間伐</u> 等。
	山のみち地域づくり交付金			〈奥地森林地域のみ〉 府県・市町村・森林組合等・NPO法人	○ <u>間伐</u> 作業等の森林施業に必要な林道・森林作業道を整備。 ※独立行政法人緑資源機構の廃止に伴い、緑資源幹線林道事業を補助事業化。
木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業		環境省	○森林資源をエネルギー源として有効活用。	府県・市町村・民間団体	○需要・原料（未利用 <u>間伐材</u> 等）、事業採算性等の実現可能性を調査。 ○必要な施設を導入。
再生可能エネルギー等導入推進基金事業（グリーンニューディール基金）			○再生可能エネルギー等の導入を支援し、災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを全国的に展開。	府県・市町村・民間団体	○再生可能エネルギーの調査、事業設計。 ○ <u>間伐材</u> 等の再生可能エネルギー、省エネ機器等の導入支援。 ○発電事業者の調査経費支援、利子補給。
地域経済循環創造事業交付金 ※H24年度補正予算		総務省	○地域の資源と地域の資金とを結びつけ、持続可能な起業モデルを構築。	民間事業者 ※府県・市町村を経由してを支援	○ <u>間伐材</u> をチップ化。 ○ <u>間伐材</u> の木質燃料のための木材集積用地を確保。
県民税超過課税を財源とする事業		各府県	○災害防止、水源かん養等。	地方公共団体・民間団体	○ <u>間伐</u> 、広葉樹植栽、伐採、路網整備、普及啓発等。

※1 森林経営計画は、森林所有者または森林経営受託者が、集約化された森林で持続的な森林経営を行うために作成。

※2 特定間伐等促進計画は、市町村が、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等促進法）に基づき、京都議定書の第一約束期間における二酸化炭素の森林吸収目標達成に向けて森林の間伐等を促進するために作成。期間は平成19～24年度だが、平成32年度まで延長する法案が平成25年通常国会に提出された。

（注）林業に係る道の区分は次のとおり。なお、「路網」とは下記に加えて場合によっては公道等を含む道の総称。

○林道：不特定多数が利用する恒久的公共施設であり、森林整備や木材生産を進める上での幹線。

○林業専用道：特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、森林施業の用に供する道をいい、森林作業道の機能を木材輸送の観点から強化・補完するもの。

○森林作業道：特定の者が森林施業のために利用するものであり、林業機械の走行を予定するもの。